

財団法人 台東区芸術文化財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 台東区芸術文化財団（以下「財団」という）と称する。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を東京都台東区下谷一丁目2番11号に置く。

(目的)

第3条 財団は、芸術文化・スポーツの一層の向上に資する各種の事業を行い、区民の自主的な活動を促進し、もって豊かな区民生活の向上と地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化に関する事業
- (2) 区民文化に関する事業
- (3) スポーツ文化に関する事業
- (4) 芸術・文化・スポーツ施設の管理運営
- (5) 芸術・文化・スポーツ活動の調査・情報収集及び提供に関する事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度における次に掲げる収入
 - ア 補助金及び寄付金
 - イ 財産から生じる収入
 - ウ 事業に伴う収入
 - エ その他の収入

(財産の種別)

第6条 財団の基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の際、基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

2 財団の基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券に代えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 財団の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ東京都教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 財団の事業計画及び収支予算は、理事長が編成し各会計年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得てこれを定め、東京都教育委員会に届け出なければならない。

2 会計年度の途中において、事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は前年度の予算に準じ暫定予算を定め、予算成立の日までこれを執行することができる。

2 前項の暫定予算に基づく収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 財団の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に理事長が調整し、事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録と共に監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、東京都教育委員会に報告しなければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第13条 収支予算で定めるものを除くほか、財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、東京都教育委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員)

第15条 財団には、次の役員を置く。

(1) 理事6人以上15人以内(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人を含む)

(2) 監事2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

2 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人等)、所管する官庁の出身者、その他特別の関係にある者が理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

また、同一業界の関係者が占める割合は理事現在数の2分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、財団の理事(その親族、その他特別の関係にある者を含む。)及び職員以外のうちから選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第17条 理事長は、財団を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して、財団の業務を掌握し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時はその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、財団の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故ある時又は理事長及び副理事長が欠けた時はその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し業務を議決し執行する。
- 5 監事は、次の各号に規定する職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況、又は、業務の執行について不整の事実を発見した時は、これを理事会、評議員会、又は、東京都教育委員会に報告すること
 - (4) 前号の規定による報告をするため必要がある時は、理事会及び評議員会の招集を請求もしくは招集すること

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員の解任)

第19条 理事長は、役員が次の各号の一に該当するときは理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得て当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のためその職務の遂行が困難と認められたとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の場合、理事会において議決の前にその当該役員に弁明の機会をあたえなければならない。

(役員の報酬)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の理事については有給にすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 財団に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 理事長は必要と認める事項について、顧問及び相談役に助言を求めることができる。
- 4 顧問及び相談役には費用を弁償することができる。

第5章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第23条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、財団の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

(招集)

第24条 理事会は、第17条第5項第4号の監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、議長を除く出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面を持って表決し、又は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 議長は、職員をして次の事項を記載した議事録を作成し、保存させなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長のほか出席理事の中から選出された2人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 評議員会

(評議員の選出)

第30条 財団には、評議員会を置く

2 評議員会は、この寄附行為に定める事項を除くほか、理事長の諮問に応じ、必要と認める事項について助言する。

3 評議員会は、評議員20人以内で、かつ理事現在数より1人以上増をもって構成する。

4 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

5 評議員の選出に当たっては、評議員の1人とその親族、その他特別の関係にある者が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 評議員は、役員と相互に兼ねることはできない。

(任期)

第31条 評議員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 評議員は、その任期が満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(解任)

第32条 理事長は、評議員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得て役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のためその職務の遂行が困難と認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の場合、理事会及び評議員会において議決の前にその当該評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(諮問事項)

第33条 理事長は、次に掲げる事項について、評議員会に諮問しなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 基本財産の処分に関する事

(4) 第1号及び第3号に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項

(5) その他理事会において必要と認めた事項

(招集)

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

(会議の運営)

第35条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

- 2 第26条から第29条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において「理事会」とあるのは「評議員会」、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(費用弁償)

第36条 評議員には費用を弁償することができる。

第7章 事務局

(設置)

第37条 財団の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長は、理事長及び常務理事の命を受けて財団の業務を処理する。
- 5 職員は、上司の命を受けて財団の業務に従事する。

(書類及び帳簿の備付等)

第38条 財団の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得たうえで、東京都教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第40条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までに規定する場合のほか、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得たうえで、東京都教育委員会の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第41条 財団が解散した場合の残余財産は、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、この財団の目的に類似する目的を有する公益法人、又は、地方公共団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(委任)

第42条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

付 則

- 1 この寄附行為は、財団の設立があった日から施行する。
- 2 財団設立当初の役員は、第15条第2項から第5項までの規定にかかわらず別紙名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和60年3月31日までとする。
- 3 財団の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和59年3月31日までとする。
- 4 財団の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第30条の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算によるものとする。

付 則

この寄附行為は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成3年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（平成11年4月1日）から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に在職する役員及び評議員については、変更後の寄附行為の規定に基づきそれぞれ選任又は委嘱されたものとみなす。

付 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（平成11年7月1日）から施行する。